

IV 地方譲与税・府税交付金

1 令和6年度決算額等

(単位：額 千円、伸び率 %)

区 分	令和5年度	令和6年度			対 5 年度決算	
	決 算 額	当初予算額	最終予算額	決算額	増減額	伸び率
地方譲与税・府税交付金合計	53,703,808	52,220,000	56,020,000	57,521,633	3,817,825	7.1
地 方 譲 与 税 計	3,488,330	3,532,000	3,532,000	3,539,055	50,725	1.5
地方揮発油譲与税	1,318,085	1,276,000	1,276,000	1,302,693	△ 15,392	△ 1.2
自動車重量譲与税	1,832,225	1,852,000	1,852,000	1,840,478	8,253	0.5
地方道路譲与税	0	1,000	1,000	0	0	-
石油ガス譲与税	52,170	50,000	50,000	49,111	△ 3,059	△ 5.9
森林環境譲与税	285,850	353,000	353,000	346,773	60,923	21.3
府 税 交 付 金 計	50,215,478	48,688,000	52,488,000	53,982,578	3,767,100	7.5
利子割交付金	86,691	83,000	83,000	132,097	45,406	52.4
配当割交付金	2,127,669	2,022,000	2,022,000	2,842,338	714,669	33.6
株式等譲渡所得割交付金	2,166,097	2,090,000	3,390,000	3,536,985	1,370,888	63.3
ゴルフ場利用税交付金	32,451	33,000	33,000	32,383	△ 68	△ 0.2
自動車取得税交付金	36,720	1,000	1,000	0	△ 36,720	皆減
軽油引取税交付金	4,037,036	3,998,000	3,998,000	3,912,656	△ 124,380	△ 3.1
法人事業税交付金	4,569,516	4,537,000	4,537,000	4,635,101	65,585	1.4
地方消費税交付金	35,982,144	34,746,000	37,246,000	37,617,794	1,635,650	4.5
分離課税所得割交付金	356,611	324,000	324,000	338,601	△ 18,010	△ 5.1
環境性能割交付金	820,543	854,000	854,000	934,623	114,080	13.9

2 収入額の推移

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円、 %)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲 与 額	1,357,832,000	1,325,806,000	1,369,020,000	1,300,510,000	1,318,085,000	1,302,693,000
期別内訳	6 月	378,550,000	458,635,000	425,685,000	366,074,000	358,696,000
	11 月	570,678,000	403,853,000	430,780,000	544,694,000	486,295,000
	3 月	408,604,000	463,318,000	512,555,000	407,317,000	457,702,000
前 年 比	88.7	97.6	103.3	95.0	101.4	98.8

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円、 %)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲 与 額	1,796,989,000	1,779,688,000	1,803,397,000	1,805,176,000	1,832,225,000	1,840,478,000
期別内訳	6 月	498,787,000	467,107,000	518,961,000	465,818,000	505,526,000
	11 月	750,125,000	729,859,000	737,069,000	749,176,000	756,682,000
	3 月	548,077,000	582,722,000	547,367,000	590,182,000	570,017,000
前 年 比	103.5	99.0	101.3	100.1	101.5	100.5

(3) 地方道路譲与税

(単位：円、 %)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲 与 額	540	11	13	5	0	0
期別内訳	6 月	1	3	2	0	0
	11 月	534	2	1	0	0
	3 月	5	6	2	0	0
前 年 比	18,000.0	2.0	118.2	38.5	皆減	0.0

(4) 石油ガス譲与税

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲 与 額		82,126,000	56,770,000	56,616,000	54,237,000	52,170,000	49,111,000
期別内訳	6 月	21,284,000	18,683,000	14,522,000	12,804,000	12,873,000	12,093,000
	11 月	35,275,000	19,443,000	22,024,000	23,323,000	22,072,000	20,769,000
	3 月	25,567,000	18,644,000	20,070,000	18,110,000	17,225,000	16,249,000
前 年 比		89.1	69.1	99.7	95.8	96.2	94.1

(5) 森林環境譲与税

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		96,265,000	204,564,000	220,939,000	285,850,000	285,850,000	346,773,000
内期 訳別	9 月	48,130,000	102,282,000	102,404,000	142,925,000	142,925,000	176,720,000
	3 月	48,135,000	102,282,000	118,535,000	142,925,000	142,925,000	170,053,000
前 年 比		皆増	213	108	129.4	100.0	121.3

(6) 利子割交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		192,128,000	201,597,000	198,712,000	94,484,000	86,691,000	132,097,000
期別内訳	8 月	78,922,000	76,639,000	95,613,000	44,216,000	32,572,000	39,251,000
	12 月	65,860,000	67,668,000	68,347,000	29,303,000	31,169,000	62,313,000
	3 月	47,346,000	57,290,000	34,752,000	20,965,000	22,950,000	30,533,000
前 年 比		48.4	104.9	98.6	47.5	91.8	152.4

(7) 配当割交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		1,555,705,000	1,386,850,000	1,933,756,000	1,852,024,000	2,127,669,000	2,842,338,000
期別内訳	8 月	415,504,000	400,331,000	381,811,000	461,170,000	490,292,000	500,668,000
	12 月	72,000,000	75,004,000	79,410,000	77,961,000	87,389,000	92,844,000
	3 月	1,068,201,000	911,515,000	1,472,535,000	1,312,893,000	1,549,988,000	2,248,826,000
前 年 比		117.3	89.1	139.4	95.8	114.9	133.6

(8) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		851,842,000	1,549,316,000	2,251,924,000	1,281,987,000	2,166,097,000	3,536,985,000
期別内訳	8 月	—	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—	—
	3 月	851,842,000	1,549,316,000	2,251,924,000	1,281,987,000	2,166,097,000	3,536,985,000
前 年 比		84.1	181.9	145.3	56.9	169.0	163.3

※交付は3月のみ

(9) ゴルフ場利用税交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		30,837,520	31,055,570	33,629,610	33,993,050	32,450,460	32,383,190
期別内訳	8 月	12,693,450	11,779,110	13,934,900	14,250,180	13,140,050	13,309,380
	12 月	10,113,950	10,963,610	11,840,780	11,814,110	11,240,390	10,770,830
	3 月	8,030,120	8,312,850	7,853,930	7,928,760	8,070,020	8,302,980
前 年 比		108.0	100.7	108.3	101.1	95.5	99.8

(10) 自動車取得税交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		814,409,777	4,200,292	233,694	13,155,934	36,720,045	0
期 別 内 訳	8 月	439,353,274	3,853,867	10	10	196,497	0
	12 月	374,808,512	15,477	84,647	192,724	37,422	0
	3 月	247,991	330,948	149,037	12,963,200	36,486,126	0
前 年 比		55.2	0.5	5.6	5,629.6	279.1	皆減

(11) 軽油引取税交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		4,203,889,341	4,113,069,964	4,363,764,684	4,431,967,181	4,037,036,343	3,912,656,037
期 別 内 訳	8 月	1,716,205,310	1,700,047,391	1,717,344,063	1,782,968,740	1,650,274,482	1,562,062,313
	12 月	1,422,898,274	1,346,684,902	1,478,350,486	1,491,802,886	1,353,883,494	1,308,340,284
	3 月	1,064,785,757	1,066,337,671	1,168,070,135	1,157,195,555	1,032,878,367	1,042,253,440
前 年 比		100.3	97.8	106.1	101.6	91.1	96.9

(12) 法人事業税交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		—	2,509,231,000	4,796,045,000	4,837,424,000	4,569,516,000	4,635,101,000
期 別 内 訳	8 月	—	1,620,465,000	2,426,379,000	2,490,758,000	2,257,098,000	2,419,206,000
	12 月	—	334,693,000	887,396,000	892,027,000	851,092,000	932,390,000
	3 月	—	554,073,000	1,482,270,000	1,454,639,000	1,461,326,000	1,283,505,000
前 年 比		—	皆増	191	101	94.5	101.4

(13) 地方消費税交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		26,320,231,000	31,876,568,000	34,684,560,000	36,215,695,000	35,982,144,000	37,617,794,000
期 別 内 訳	6 月	6,847,778,000	7,284,096,000	6,865,613,000	8,666,072,000	9,520,934,000	9,248,302,000
	9 月	8,524,788,000	10,758,149,000	11,522,470,000	10,544,888,000	10,610,247,000	11,444,606,000
	12 月	3,646,413,000	5,744,309,000	7,311,320,000	7,279,171,000	6,065,816,000	6,252,123,000
	3 月	7,301,252,000	8,090,014,000	8,985,157,000	9,725,564,000	9,785,147,000	10,672,763,000
前 年 比		95.9	121.1	108.8	104.4	99.4	104.5

(14) 分離課税所得割交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		361,717,000	321,483,000	304,417,000	285,704,000	356,611,000	338,601,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—	—
	3 月	361,717,000	321,483,000	304,417,000	285,704,000	356,611,000	338,601,000
前 年 比		225	89	94.7	93.9	124.8	94.9

※交付は3月のみ

(15) 環境性能割交付金

(単位：円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 額		240,096,406	592,963,053	495,501,054	769,653,077	820,543,391	934,622,607
期 別 内 訳	8 月	—	146,281,048	131,808,224	223,807,344	204,964,364	261,188,964
	12 月	45,829,494	177,179,476	144,610,937	217,790,176	250,422,526	321,662,293
	3 月	194,266,912	269,502,529	219,081,893	328,055,557	365,156,501	351,771,350
前 年 比		皆増	247	84	155.3	106.6	113.9

3 地方譲与税の概要（令和6年度）

【地方揮発油譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村			
使 途	特に制限なし			
本 税 の 概 要 等	地方揮発油税は、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。			
	区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税
	S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円
	H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
	H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円
	H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
	H22. 4. 1 ～	同 上	5,200 円	48,600 円
※平成21年度から、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に改められた。				
譲 与 の 基 礎	① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定都市等譲与総額）を指定市及び都道府県に、42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。 ② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額） ア 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2}$ $\times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$ イ 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2}$ $\times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$ ③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額） ア 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$ （注）道路の延長及び面積は補正される。			
譲 与 等 の 時 期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月收入分）、11月（6月～10月收入分）、3月（11月～2月收入分）			

【自動車重量譲与税】

譲与を受ける団体	市町村		
使 途	特に制限なし		
本 税 の 概 要 等	自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について、検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に対してその重量等に応じて課税する。		
	（例）検査証の有効期限が1年以下の自家用乗用自動車		
	区 分	単 位	税 率
	S49. 5. 1～S51. 4. 30	車両重量0.5トンごと	5,000 円
	S51. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	6,300 円
	H22. 4. 1～H24. 4. 30	同 上	5,000 円
	H24. 5. 1～	同 上	4,100 円
（注）一定の排出ガス性能、燃費性能を備えた自動車については、税率が軽減される。			

譲与の基礎	
① 自動車重量税の収入額の1/3（平成22年度からは、当分の間の措置として407/1000となっている。）を自動車重量譲与税の譲与総額とする。	
② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）	
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の2月～4月収入分）、11月（5月～9月収入分）、3月（10月～1月収入分）

【石油ガス譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・指定都市
使 途	特に制限なし
本税の概要等	石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、充てん者に対して課税する。 ○税率 1kg 当たり 17.5 円
譲与の基礎	① 石油ガス税の収入額の1/2を石油ガス譲与税の譲与総額とする。 ② 指定都市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月収入分）、11月（6月～10月収入分）、3月（11月～2月収入分）

【森林環境譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村													
使 途	森林整備及びその促進に関する費用（市町村）													
本 税 の 概 要 等	森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する。													
○税率 1,000 円（年額）※令和 6 年度から課税														
○令和 6 年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の国庫債券金利変動準備金を活用。														
譲 与 の 基 礎														
① 森林環境税の収入を、以下の割合で都道府県及び市町村に譲与する。														
<table><tr><td>年度</td><td>市町村</td><td>都道府県</td></tr><tr><td>令和 2 年度及び令和 3 年度</td><td>2 0 分の 1 7</td><td>2 0 分の 3</td></tr><tr><td>令和 4 年度及び令和 5 年度</td><td>2 5 分の 2 2</td><td>2 5 分の 3</td></tr><tr><td>令和 6 年度以降</td><td>1 0 分の 9</td><td>1 0 分の 1</td></tr></table>			年度	市町村	都道府県	令和 2 年度及び令和 3 年度	2 0 分の 1 7	2 0 分の 3	令和 4 年度及び令和 5 年度	2 5 分の 2 2	2 5 分の 3	令和 6 年度以降	1 0 分の 9	1 0 分の 1
年度	市町村	都道府県												
令和 2 年度及び令和 3 年度	2 0 分の 1 7	2 0 分の 3												
令和 4 年度及び令和 5 年度	2 5 分の 2 2	2 5 分の 3												
令和 6 年度以降	1 0 分の 9	1 0 分の 1												
② 市町村に対する譲与の基準（ア、イ、ウの合計額）														
ア 譲与総額× $\frac{5.5}{10}$ × $\frac{\text{当該市町村の私有林人工林面積の合計}}{\text{全国の私有林人工林面積の合計}}$														
イ 譲与総額× $\frac{2}{10}$ × $\frac{\text{当該市町村の林業就業者数の合計}}{\text{全国の林業就業者数の合計}}$														
ウ 譲与総額× $\frac{2.5}{10}$ × $\frac{\text{当該市町村人口}}{\text{全国人口}}$														
(注) 私有林人工林面積については、補正される。														
(注) 私有林人工林面積及び人口の譲与割合について、令和 5 年度以前はそれぞれ 5/10、3/10														
譲 与 等 の 時 期	9 月（当該年度の初日の属する年の 3 月～8 月収入分）、3 月（9 月～2 月収入分）													

4 府税交付金の概要（令和6年度）

【利子割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	利子所得等に対しては、15%の国税（所得税）と、5%の地方税（道府県民税利子割）が、源泉徴収され、納税が完結する源泉分離課税であるが、そのうちの道府県民税利子割を原資とする。 （注1）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税の0.315%が源泉徴収される。 （注2）平成28年1月1日以後に利子等の支払いを受ける「法人」に係る利子割は廃止された。
交 付 の 基 礎	都道府県民税利子割の収入額（法人の利子所得相当分控除後）の99%の3/5（1%は徴収取扱費）に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。 $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【配当割交付金】

交付を受ける団体	市町村		
使 途	特に制限なし		
本 税 の 概 要 等	平成16年1月1日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当について、その支払の際に課税される。		
○税率			
	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）
	H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%
	H26. 1. 1 ～	15%	5%
(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成25年0.147% 平成26年以降0.315%）が徴収される。			
交 付 の 基 礎	道府県民税配当額の収入額の99%（1%は徴収取扱費）の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。		
市町村交付総額× $\left\{\frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}}\right\}$ の3年平均			
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）		

【株式等譲渡所得割交付金】

交付を受ける団体	市町村	
使 途	特に制限なし	
本 税 の 概 要 等	平成16年1月1日以後に生じる源泉徴収口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内で上場株式等の譲渡益等に課税される。	
○税率		
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）
H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%
H26. 1. 1 ～	15%	5%

（注）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成25年0.147% 平成26年以降0.315%）が徴収される。

交 付 の 基 礎	道府県民税株式等譲渡所得割の収入額の 99%（1%は徴収取扱費）の 3/5 に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。
市町村交付総額	$\times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の 3 年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	3 月（前年度 3 月～2 月収入分）

【ゴルフ場利用税交付金】

交付を受ける団体	ゴルフ場所在市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	ゴルフ場の利用について利用者に対して課税する。 ア 標準税率 1 人 1 日につき 800 円 イ 京都府 1 人 1 日につき 600～1,200 円
交 付 の 基 礎	当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の 7/10 に相当する額を交付する。 (注) 2 以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した額の 7/10 に相当する額。
交 付 等 の 時 期	8 月（前年度 3 月～7 月収入分）、12 月（8 月～11 月収入分）、3 月（12 月～2 月収入分）

【自動車取得税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	自動車取得税は、自動車の取得について、取得者に課税する。 ① 税 率 ア 自家用自動車（軽自動車を除く。） 取得価格の 5%（26.4.1～は 3%） イ ア以外の自動車 取得価格の 3%（26.4.1～は 2%） ② 免税点 50 万円以下 (注) 一定の燃料・排ガス基準を満たす低燃費自動車や電機自動車・ハイブリッド自動車など一定の低公害自動車については、取得価額の一部分が控除されたり、税率が軽減される。 (注) 自動車取得税は令和元年 9 月 30 日をもって廃止され、新たに自動車税環境性能割が創設される。
交 付 の 基 礎	① 自動車取得税の収入額の 66.5/100（市町村交付総額、95/100×7/10）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車取得税の収入額 28.5/100（指定都市等交付総額、95/100×3/10）のうち、次のア及びイの合計額を指定都市に交付する。 ア 指定都市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定都市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$
交 付 等 の 時 期	8 月(同月収入分-前年度 3 月収入見込分) + (4 月～7 月収入分)、12 月(8 月～11 月収入分)、3 月((12 月～2 月収入分) + 3 月収入見込分)

【軽油引取税交付金】

交付を受ける団体	指定都市																			
使 途	特に制限なし																			
本 税 の 概 要 等	軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引き取りについて、引き取りを行う者に対して課税する。																			
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>税 率</th></tr><tr><td>S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30</td><td>1kl 当たり</td><td>24,300 円</td></tr><tr><td>H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr><tr><td>H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30</td><td>同 上</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr><tr><td>H22. 4. 1 ～</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr></table>			区 分	単 位	税 率	S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円	H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	32,100 円	H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	15,000 円	H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	32,100 円	H22. 4. 1 ～	同 上	32,100 円
区 分	単 位	税 率																		
S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円																		
H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	32,100 円																		
H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	15,000 円																		
H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	32,100 円																		
H22. 4. 1 ～	同 上	32,100 円																		
交 付 の 基 礎																				
○ 指定都市を包括する道府県は、次の算式によって得た額を当該指定市に交付する。																				
$\text{軽油引取税の収入額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$																				
(注) 道路の面積は補正される。																				
交 付 等 の 時 期	8 月 (前年度 3 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～11 月収入分)、3 月 (12 月～2 月収入分)																			

【地方消費税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし(引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充当)
本 税 の 概 要 等	地方消費税は、平成 6 年 12 月の税制改革において、消費税率の引上げ (3%→4%) とともに創設が決まり、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。平成 26 年 4 月 1 日に税率が引き上げられ (1%→1.7%) 引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。 都道府県税であるが、当分の間、国において消費税と併せて賦課徴収される。 (税率) 消費税 (国税) の 25/100 (実質 1%) (※) 平成 26 年 4 月 1 日 ～ 消費税 (国税) の 17/63 (実質 1.7%) 令和元年 10 月 1 日 ～ 消費税 (国税) の 22/78 (実質 2.2%) (地方消費税収入額) = (譲渡割の納付額－譲渡割の還付額) + 貨物割の納付額－国に支払う徴収取扱費
交 付 の 基 礎	① 都道府県間の精算基準 (ア及びイの合計額) ア 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県小売年間販売額} + \text{当該都道府県サービス業対個人事業収入額}}{\text{全国小売年間販売額} + \text{全国サービス業対個人事業収入額}} \times 50\%$ イ 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県人口}}{\text{全国人口}} \times 50\%$ ② 都道府県は、①により精算を行った後の金額の 2 分の 1 に相当する額を、都道府県内の各市町村に対して人口及び従業者数に応じて交付する。(ア及びイの合計額) なお、平成 26 年 4 月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分する。 ア 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村人口}}{\text{当該都道府県人口}}$ イ 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村従業者数}}{\text{当該都道府県従業者数}}$ (注) 1 小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額、人口及び従業者数は、それぞれ商業統計、経済センサス活動調査、国勢調査及び経済センサス基礎調査の数値による。 2 初年度である平成 9 年度の交付は 12 月及び 3 月の 2 回
交 付 等 の 時 期 (各月の 10 日まで)	6 月 (前年度 2 月～4 月収入分)、9 月 (5 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～10 月収入分)、3 月 (11 月～1 月収入分)

【分離課税所得割交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲のうち、指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税に係る府民税所得割額については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率を変更せずに、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る税源移譲相当額（税率 2%相当額）を指定都市に交付する。
交 付 の 基 礎	前年度 3 月（平成 29 年度は 4 月）から当該年度 2 月までに府に払い込まれた指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割にか係る地方団体の徴収金の額の 2 分の 1 に相当する額
交 付 等 の 時 期	3 月（前年度 3 月※～2 月収入分）※平成 29 年度は 4 月

【環境性能割交付金】

交付を受ける団体	市町村														
使 途	特に制限なし														
本 税 の 概 要 等	自動車税環境性能割は、自動車の取得価格に対し、環境性能に応じて課税される。														
① 税率（取得価格に対して）															
<table border="1"> <tr> <td>R4. 1. 1～ R5. 12. 31</td><td>登録車</td></tr> <tr> <td>電気自動車等</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 85%達成</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 75%達成</td><td>1%（※）</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 60%達成</td><td>2%（※）</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>3%（※）</td></tr> </table>	R4. 1. 1～ R5. 12. 31	登録車	電気自動車等	非課税	2030 年度燃費基準 85%達成	非課税	2030 年度燃費基準 75%達成	1%（※）	2030 年度燃費基準 60%達成	2%（※）	上記以外	3%（※）	→		
R4. 1. 1～ R5. 12. 31	登録車														
電気自動車等	非課税														
2030 年度燃費基準 85%達成	非課税														
2030 年度燃費基準 75%達成	1%（※）														
2030 年度燃費基準 60%達成	2%（※）														
上記以外	3%（※）														
<table border="1"> <tr> <td>R6. 1. 1～ R7. 3. 31</td><td>登録車</td></tr> <tr> <td>電気自動車等</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 85%達成</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 80%達成</td><td>1%</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 70%達成</td><td>2%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>3%</td></tr> </table>	R6. 1. 1～ R7. 3. 31	登録車	電気自動車等	非課税	2030 年度燃費基準 85%達成	非課税	2030 年度燃費基準 80%達成	1%	2030 年度燃費基準 70%達成	2%	上記以外	3%			
R6. 1. 1～ R7. 3. 31	登録車														
電気自動車等	非課税														
2030 年度燃費基準 85%達成	非課税														
2030 年度燃費基準 80%達成	1%														
2030 年度燃費基準 70%達成	2%														
上記以外	3%														
<table border="1"> <tr> <td>R7. 4. 1～ R8. 3. 31</td><td>登録車</td></tr> <tr> <td>電気自動車等</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 95%達成</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 85%達成</td><td>1%</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 80%達成</td><td>2%</td></tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 75%達成</td><td>2%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>3%</td></tr> </table>	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	登録車	電気自動車等	非課税	2030 年度燃費基準 95%達成	非課税	2030 年度燃費基準 85%達成	1%	2030 年度燃費基準 80%達成	2%	2030 年度燃費基準 75%達成	2%	上記以外	3%	
R7. 4. 1～ R8. 3. 31	登録車														
電気自動車等	非課税														
2030 年度燃費基準 95%達成	非課税														
2030 年度燃費基準 85%達成	1%														
2030 年度燃費基準 80%達成	2%														
2030 年度燃費基準 75%達成	2%														
上記以外	3%														
（※） R1. 10. 1～R3. 12. 31 は臨時的軽減措置により 1%→非課税、2%→1%、3%→2%															
② 免税点 50 万円以下															
交 付 の 基 礎	① 自動車税環境性能割の収入額の 44. 65/100（市町村交付総額、95/100×47/100）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ※令和 4 年度以降は、40. 85/100（95/100×43/100） ア 市町村交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車税環境性能割の収入額 33. 25/100（指定市等交付総額、95/100×35/100）のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。 ア 指定市等交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該指定市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$														
交 付 等 の 時 期	8 月(同月収入分-前年度 3 月収入見込分)+(4 月～7 月収入分)、12 月(8 月～11 月収入分)、3 月((12 月～2 月収入分)+3 月収入見込分)														

【法人事業税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じることとし、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を府から市町村に交付する制度。府は納付された法人事業税額に相当する額に 7.7%（令和 2 年度は経過措置で 3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数で按分※して交付する。 ※経過措置あり 令和 2 年度：法人税割額 令和 3 年度：法人税割 2 / 3 従業者数割 1 / 3 令和 4 年度：法人税割 1 / 3 従業者数割 2 / 3 令和 5 年度：法人税割 0 従業者数割 3 / 3
交 付 等 の 時 期	8 月（3 月～7 月分）、12 月（8 月～11 月分）、3 月（12 月～2 月分）